

資産運用規程改定の件

1. 審議事項

「資産運用規程の第 7 条に定める運用対象に、外貨預金を加えること（但し一部制限を設定する）」及び「預貯金口座の新規開設時に理事長承認を取得することを記載すること」。

付加後の第 7 条全文は別紙 1 ご参照も、下記の下線部を追加する。

大分類	小分類	中長期運用対象財産	短期運用対象財産
預貯金系	預金(貯金・円建) <u>*注 6</u>	可	可
	<u>預金(外貨建) *注 6、注 7</u>	二	<u>可</u>

*注 6：新規に預貯金口座を開設する場合は、理事長の決裁を取得する

*注 7：下記①～③全て充足すること

①外貨預金作成の原資は、JPNIC が投資した外貨建債券の償還に伴う資金に限定する

②外貨預金の通貨は、償還された外貨建債券と同一とする

③外貨預金の保有期間（既存債券の償還日～債券への再投資実施日）は 1 年以内とするが、

金融環境を踏まえ、1 年を超えて外貨預金での保有継続が有利と判断される場合は、理事長の決裁を取得した上で、外貨預金のままの継続保有も可とする

2. 申請事由

- インターネット基盤整備基金資産については、2019 年 5 月の理事会で承認された年度の運用方針に基づき運用されており、外貨建資産の構成比は 25%程度を目処としている。その中で、外貨預金での運用は許容されていない。
- その結果、外貨建債券が償還となり、再投資を行う場合には、下記観点から、償還日に一旦円転し、再投資日に再度外貨に転換する必要がある。
 - ・投資環境や銘柄厳選の観点から、既存債券の償還と同日に再投資を行う事は現実的ではない。（新発債の場合は発行体、既発債の場合には売却先と、相手のある話であり、再投資日を fix して、リスク・リターンの良好な再投資を行う事は、実務上困難である）
 - ・外貨建債券の多くには、make whole 条項があり、償還期日前でも、一定のプレミアムを支払えば、債券の全額償還が可能であり、予期せぬ償還が発生した場合には、再投資の準備が整わないケースも想定し得る。
- 外貨建債券の償還資金の再投資に際して、償還日に一旦円転し、再投資日に再度外貨に転換するとなると、償還日から再投資日までに大幅な為替変動が発生するリスクもあり、円転、外貨転での手数料も嵩むことになる。
- 外貨建債券が償還となり、再投資を行う場合には、その間の期間に限定して外貨預金で運用することを許容することで、上記のようなリスクは回避することが出来ると考える。
- なお現行の資産運用規定においては、預金口座開設についての規定が無いが、銀行預金であっても、預け先銀行の信用リスクを取ることになる。従って新規に預貯金口座を開設する場合には、理事長決裁を取得する旨明記することとする。

以上

【変更後.】～下線部分追加（他の文言修正は無し）

（運用対象）

第 7 条

運用対象は、第 3 条に示した資産の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

大分類	小分類	中長期運用対象財産	短期運用対象財産	
預貯金系	預金(貯金・円建) <u>*注 6</u>	可	可	
	<u>預金(外貨建) *注 6、注 7</u>	二	<u>可</u>	
信託系 (信託 銀行)	金銭信託(元本保証)	可	—	
	貸付信託(元本保証)	可	—	
債券系 (原則満 期保有 前提) *注 1	国 内	公共債 *注 3	可	—
		民間債 *注 4	可	—
	外 国	公共債	可	—
		民間債	可	—
* 注 2	仕組債*注 5	可	—	
投資信託系	日々決算を行う公社債投資 信託(追加型)	可	—	

*注 1：発行体（国、地域）により分類する

*注 2：外国債券とは、発行体、発行される市場、利払いや償還が行われる通貨のうち、いずれかひとつでも日本（日本円）以外である債券とする

*注 3：公共債とは、国、地方公共団体や公的機関等が発行体となるものとする

*注 4：民間債とは、民間企業が発行体となるものであり、銀行（特定金融機関）が発行する「金融債」と事業会社が発行する「事業債」とする

*注 5：円建元本償還条件付の仕組債のみ購入可能とする

***注 6：新規に預貯金口座を開設する場合は、理事長の決裁を取得する**

***注 7：下記①～③を全て充足すること**

①外貨預金作成の原資は、JPNIC が投資した外貨建債券の償還に伴う資金に限定する

②外貨預金の通貨は、償還された外貨建債券と同一とする

③外貨預金の保有期間（既存債券の償還日～債券への再投資実施日）は 1 年以内とするが、金融環境を踏まえ、1 年を超えて外貨預金での保有継続が有利と判断される場合は、理事長の決裁を取得した上で、外貨預金のままの継続保有も可とする